○防衛省令第五号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第二項、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）、防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第五十二条第四項及び第百六十九条、行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十五条並びに駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第二百六十八号）の規定に基づき、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

防衛大臣　浜田　靖一

防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則等の一部を改正する省令

（防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則の一部改正）

第一条　防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則（昭和二十九年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（政策研究部の研究室） **第二十条の五**　政策研究部に、次の四研究室を置く。 防衛政策研究室 軍事戦略研究室 グローバル安全保障研究室 サイバー安全保障研究室	（政策研究部の研究室） **第二十条の五**　政策研究部に、次の三研究室を置く。 防衛政策研究室 軍事戦略研究室 グローバル安全保障研究室

（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定防衛施設周辺整備調整交付金の額の算定） **第三条**　法第九条第二項の規定により各特定防衛施設関連市町村（以下「関連市町村」という。）に対し交付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金（以下「交付金」という。）の額は、次に掲げる式によつて算定した額及び第六項の額の合算額とする。 普通交付額×$\left[\frac{20}{100}\times\frac{\text{当該関連市町村の面積点数}}{\text{関連市町村の面積点数を合算した点数}}+\frac{22}{100}\times\frac{\text{当該関連市町村の人口点数}}{\text{関連市町村の人口点数を合算した点数}}+\frac{53}{100}\times\frac{\text{当該関連市町村に係る特定防衛施設の運用点数及び地域点数を合算した点数}}{\text{関連市町村に係る特定防衛施設の運用点数及び地域点数を合算した点数}}+\frac{5}{100}\times\frac{\text{当該関連市町村に係る特定防衛施設の訓練点数}}{\text{関連市町村に係る特定防衛施設の訓練点数を合算した点数}}\right]$ 2　前項の式において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。 一　普通交付額　交付金を交付する年度（以下「交付年度」という。）に交付すべき交付金の予算額に百分の六十二・五を乗じて得た額の範囲内において、前年度の普通交付額を考慮し、防衛大臣が配分した額 二　面積点数　第一表の上欄に掲げる関連市町村の区域内に所在する特定防衛施設の交付年度の四月一日現在における面積の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値に、第二表の上欄に掲げる令第十五条第二号の割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値を乗じて得た数値（砲撃が実施される演習場又は試験場（以下「演習場等」という。）に係る関連市町村で同条第四号に規定する関連市町村の交付年度の四月一日現在における人口の当該関連市町村の同日現	（特定防衛施設周辺整備調整交付金の額の算定） **第三条**　法第九条第二項の規定により各特定防衛施設関連市町村（以下「関連市町村」という。）に対し交付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金（以下「交付金」という。）の額は、次に掲げる式によつて算定した額及び第五項の額の合算額とする。 普通交付額×$\left[\frac{1}{5}\times\frac{\text{当該関連市町村の面積点数}}{\text{関連市町村の面積点数を合算した点数}}+\frac{1}{4}\times\frac{\text{当該関連市町村の人口点数}}{\text{関連市町村の人口点数を合算した点数}}+\frac{1}{2}\times\frac{\text{当該関連市町村に係る特定防衛施設の運用点数}}{\text{関連市町村に係る特定防衛施設の運用点数を合算した点数}}+\frac{1}{20}\times\frac{\text{当該関連市町村に係る特定防衛施設の訓練点数}}{\text{関連市町村に係る特定防衛施設の訓練点数を合算した点数}}\right]$ 2　前項の式において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。 一　普通交付額　交付金を交付する年度（以下「交付年度」という。）に交付すべき交付金の予算額に百分の六十二・五を乗じて得た額 二　面積点数　第一表の上欄に掲げる関連市町村の区域内に所在する特定防衛施設の交付年度の四月一日現在における面積の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値に、第二表の上欄に掲げる令第十五条第二号の割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値を乗じて得た数値（砲撃が実施される演習場又は試験場（以下「演習場等」という。）に係る関連市町村で同条第四号の割合が一平方キロメートル当たり五十人未満のものにあつては当該数値に〇・五を乗じ